

政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する二度目の実態調査を行い、改善の進展状況を把握し、再発防止を求める陳情書

令和8年2月7日

寒川町議会議長
岸本 優様

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会
電話 [REDACTED]
代表 出井健三郎

鈴木 光弥

<陳情理由>

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

神奈川県では6月議会で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的な圧力を感じた、うち2名がハラスメントを受けたと感じたと明確に回答しています。なお、寒川町の実態調査では、勧誘を受けた34人のうち18人の職員が心理的な圧力を感じておりました。

同じように千葉市では令和2年にアンケートを実施して、その後の改善の実態を把握すべく、令和6年3月に再調査を行いました。管理職898人を対象に令和3年以降の実態を調査し、回答した623人のうち、105人（17%）が勧誘を受けたと答えた。このうち70人（67%）が「勤務時間中に勧誘を受けた」とし、7割が「心理的圧力を感じた」と回答しました。令和2年の管理職向けアンケートでも勧誘を受けた人のうち約7割が「心理的圧力を感じた」と回答。勧誘数自体は減っているものの、問題は改善されていない現状がありました。

また特筆すべきは、現在購読中の千葉市職員へのアンケート調査の結果です。購読中の39人に「なぜ現在も購読しているのか」理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらいから」と答えました。つまり、仕方なく購読開始に同意しただけではなく、契約中の有料機関紙を「自らやめることが難しい」という状況はぜひ注視していただきたいと思えます。

最近の事例では、新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました（令和7年8月）。「日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している」との事例もありました。

この調査結果を受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことでパワーハラスメントに該当し得る状態が生じている」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。（詳細は別添「討議資料」参照）。

寒川町でも実態調査後、一定の対応をしていただいていると聞き及んでおりますが、令和5年12月の調査から2年以上が経過しておりますので、千葉市が実施したような再調査をして、課題が解決されているのかどうか把握して頂きたいと思い、改めて陳情いたします。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。議員から職員に対する新たな心理的圧力が生じないよう、また意思に反する購読が継続しているのであれば改善できるよう、改めて早急な確認をお願い申し上げます。

<陳情項目>

1. 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受けて心理的な圧力を感じたり、現在も意思に反して購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で再調査できるよう、行政に求めてください。
2. 仮に心理的な圧力を受けた職員や、意思に反する購読が続いている実情が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう行政に求めてください。

【神奈川県内自治体】 政党機関紙勧誘に関する職員アンケート結果

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合

茅ヶ崎市	40.0%
藤沢市	33.1%
逗子市	25.0%
真鶴町	50.0%
寒川町	52.9%
大磯町	30.0%
南足柄市	27.6%
川崎市	77.2%

神奈川県 茅ヶ崎市 (2025年1月)

対象：管理職員190名 回答161名 (回答率84.7%)

結果：市議から勧誘を受けた職員(102人)のうち4割(41人)が心理的圧力を感じている。

神奈川県 藤沢市 (2024年11月)

対象：管理職員614名 回答426名 (回答率69.4%)

結果：141人が心理的圧力を感じている。2018年4月に行政通達があった後も購読強要が続いていた。

神奈川県 逗子市 (2024年2月)

対象：管理職員64名 回答45名 (回答率70.3%)

結果：市議から勧誘を受けた職員(4人)のうち2割5分(1人)が心理的圧力を感じている。

神奈川県 真鶴町 (2024年1月)

対象：全職員97名 回答54名 (回答率55.7%)

結果：勧誘を受けた職員(2人)のうち、5割(1人)が心理的圧力を感じている。

神奈川県 寒川町 (2023年12月)

対象：管理職員55名 回答49名 (回答率89.1%)

結果：町議から勧誘を受けた職員(34人)のうち、約5割(18人)が心理的圧力を感じている。
なお、勧誘行為を行っている政党から許可申請がでておらず、庁舎管理規則違反にあたるとされた。

神奈川県 大磯町 (2023年8月)

対象：管理職員115名 回答57名 (回答率49.6%)

結果：町議から勧誘を受けた職員(20人)のうち、約3割(6人)が心理的圧力を感じている。

神奈川県 南足柄市 (2023年6月)

対象：管理職員49名 回答43名 (回答率87.8%)

結果：市議から勧誘を受けた職員(29人)のうち、約3割(8人)が心理的圧力を感じている。

神奈川県 川崎市 (2003年3月)

対象：職員3687名 回答2903名 (回答率78.7%)

結果：同市市議会議員からの購読勧誘を受けたことがあると、1154人(39.8%)が回答。
市議から勧誘を受けた職員のうち、約8割(891人)の職員が購読への心理的な圧力を感じた。

《討議資料》

庁舎内における 政党機関紙勧誘行為に 関する実態調査について

陳情採択・実態調査あわせ全国104自治体
平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」

これまで表面化していなかった職員達の声が
アンケートを通じて明示されました——

令和8年1月作成

資料作成：パワハラから職員を守る都道府県民の会 連絡会

E-mail: petition@renrakukai.net URL: <https://renrakukai.net/>

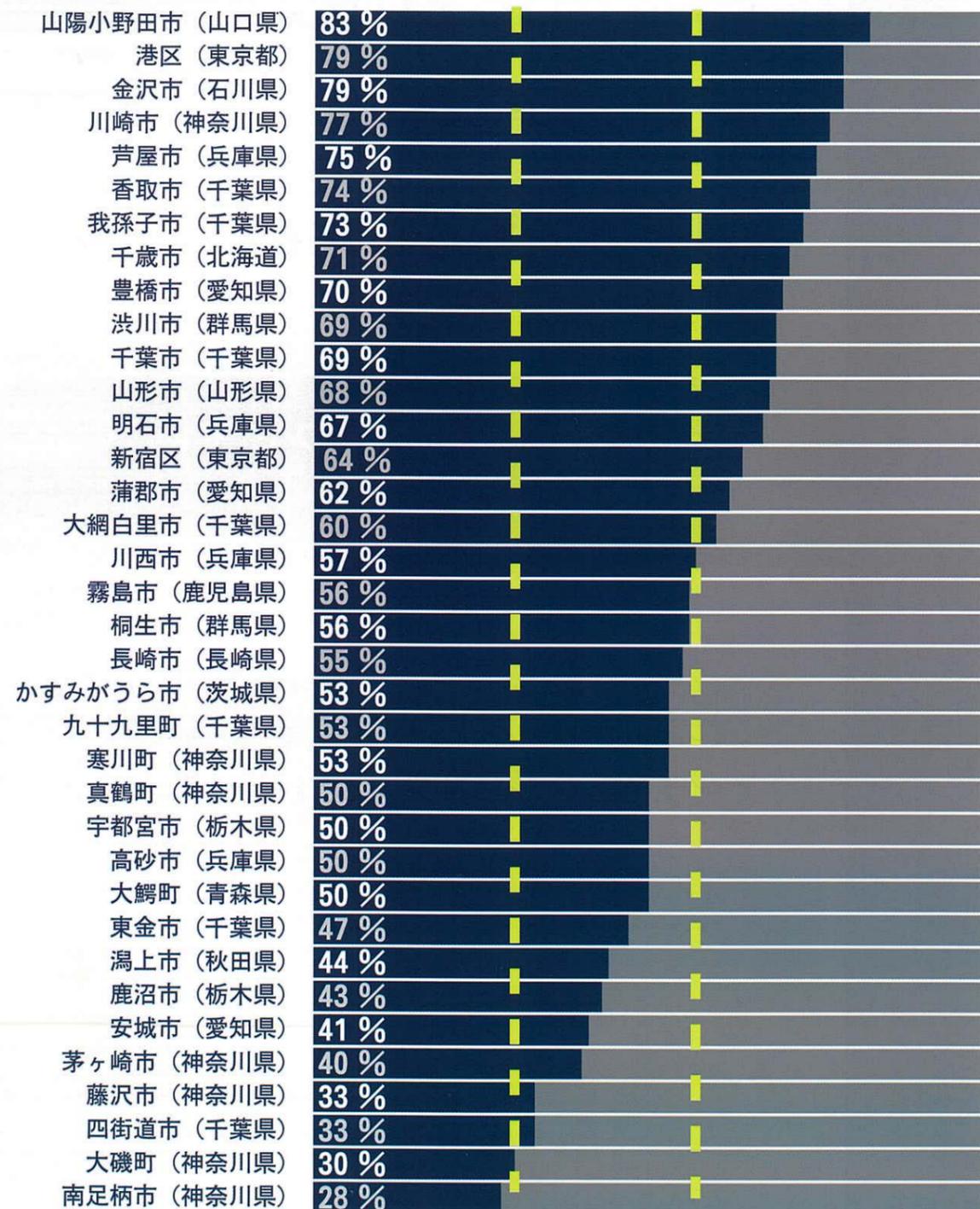
※本資料PDFは右QRコードから
ダウンロード頂けます。



政党機関紙勧誘に関する職員アンケート調査

政党機関紙勧誘を受けた職員のうち「心理的圧力を感じた」割合

36自治体調査で平均57%の職員が「議員から心理的圧力を感じた」



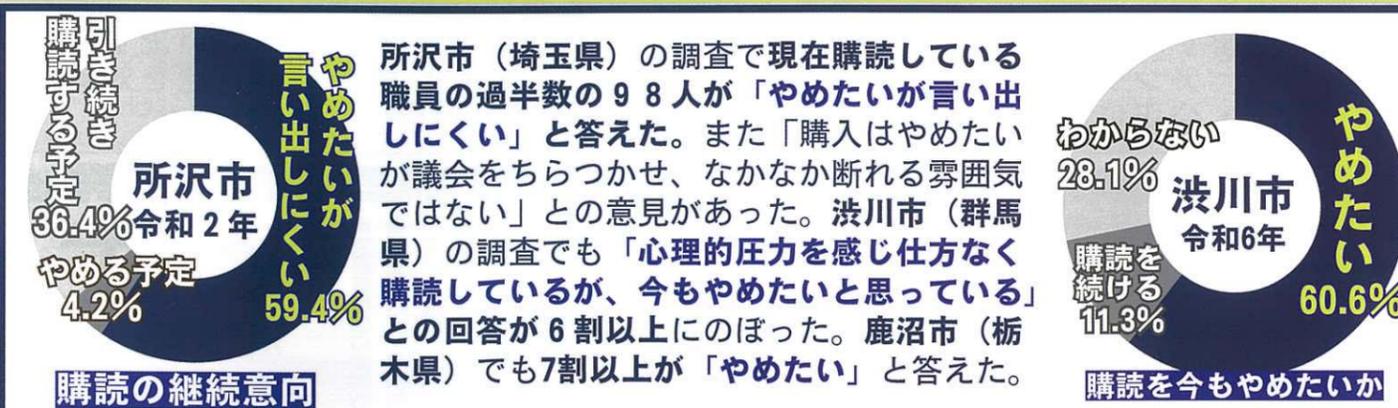
総じて3割以上 平均57%

庁舎内ハラスメントへの関心の高まり等から、少なくとも36の自治体が「政党機関紙勧誘に関する職員アンケート」を実施した。その結果、**ほぼすべての自治体で、3割以上の職員が「議員からの心理的圧力」を感じていた。**心理的圧力を具体的に言うと、「議員から勧誘され、断りづらい」「購読を断ると、今後の業務に支障が出るかもしれないと感じた」等。調査は議員の一般質問、住民陳情の採択・要望書等を受けて実施するケースが多い。

上記アンケート結果は、自治体による情報公開・メディア報道等から当会が把握したものを掲載しています。実際には、上記以外にもアンケートを実施した自治体があると思われます。

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

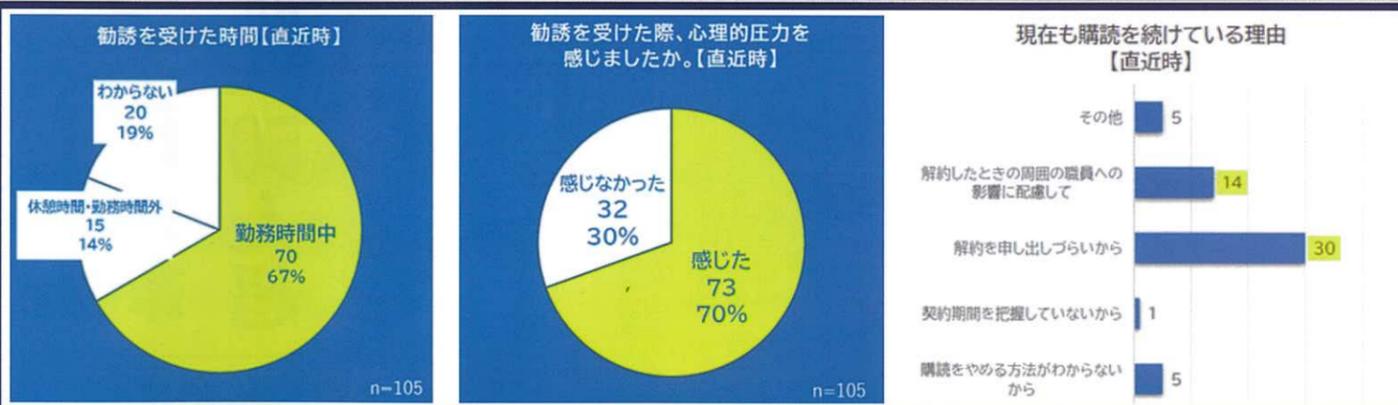
所沢市 職員の過半数「購読をやめたいが、議員に言えない」 渋川市



山形市 山形市で心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。

千葉県 心理的圧力を受け、断れずに購読を続けている現状

千葉市で直近3年間で勧誘をうけて購読中の39人に理由を尋ねると、30人が「解約を申し出づらいうから」と答えるなど、**自らの意思で購読している職員は一人もいなかった。**



豊橋市 庁舎内で政党機関紙を勧誘するのは特定政党

	計	部長	次長	課長 室長	主幹	課長補佐 専門員
現在購読している	47	12	1	24	4	6
過去に購読していた	34	2	4	15	5	8
購読したことはない	262	7	4	44	42	165
計	343	21	9	83	51	179

すべて「しんぶん赤旗」を購読

豊橋市 (愛知県) が令和6年に、購読している政党機関紙の名前を匿名で聞いたところ、**回答した81名が全員「しんぶん赤旗」であった。**選択肢は、公明新聞、国民民主プレス、社会新報、自由民主、しんぶん赤旗、立憲民主、その他自由記述となっていた。他自治体アンケートでも、一政党から勧誘を受けたと答える割合が多く、なかには二つの政党から勧誘を受けたという事例も散見される。いずれにしても特定政党であることは明らか。

新宿区の事例は、政党機関紙勧誘に関するアンケートを実施することで、実態を客観的に把握し、その結果を踏まえて行政として適切な対応が可能になることを示しています。報道では、しんぶん赤旗の勧誘問題が取り上げられていますが、私たちは、アンケートは特定の政党に限定することなく、すべての政党を対象として公平・公正に実施されるべきものと考えます。

月曜日 産経新聞 東京 11月11日 (月曜) 【月曜定価3900円(税抜き)本体価格3611円+消費税289円】1部売り140円】<第三種郵便物認可>



新宿区役所＝9日、東京・歌舞伎町

区などによると、区役所に申告するよう内部に通知を出した。その結果、同月22日までに50人以上、認められていないが、共産区議がそれに違反する形で、党機関紙の赤旗の購読勧誘や集金を庁舎内で行っていた。区は昨年12月11日、政党機関紙の購読契約を解除したい職員は、総務課に申し出てほしいと求めた。区は昨年12月11日、政党機関紙の購読契約を解除したい職員は、総務課に申し出てほしいと求めた。

区、職員への勧誘中止訴え

東京都新宿区の多数の管理職が共産区議からの勧誘を断れず、党機関紙「しんぶん赤旗」を購読していた問題で、赤旗の購読継続を望まない50人以上の管理職が、区のサポートを受けて購読契約を解除したことが区への取材で分かった。さらに、職員への政党機関紙の勧誘や庁舎内での購読料の集金を行わないよう、区議会に要請したことも判明した。(原川貴郎、写真も)

赤旗区管理職が集団解約 新宿「望まぬ購読」、50人超

赤旗の購読契約を解除する管理職が、自身の氏名などを記入した用紙を共産区議団にまとめて提出。今年1月以降、区役所庁舎内の執務スペースへの配達はなくなったという。一方、吉住健一区長は

昨年12月11日、政党機関紙を巡り、①職員に対する購読勧誘②庁舎内での購読料の徴収③職員による購読料の徴収代行④配達員による執務スペースへの配達を行わないよう区議会に要請した。区議会は今年14日に各会派の幹事長会を開き、区長の要請を受けて議会の対応を協議することとしている。新宿区が昨年8月、管理職を対象にしたパワハラアンケートに関するアンケート(132人中115人が回答)によると、85

産経新聞 令和8年1月12日 社会面

※両記事は産経新聞社の利用許諾に基づき掲載しています。

産経新聞 令和7年10月30日社説

赤旗の「押し売り」

全国で実態調査し対策を

共産党の地方議員が自治体の庁舎内で、幹部職員らに同党の機関紙「しんぶん赤旗」の購読を促す行為が横行している。区側は昨年12月下旬、赤旗の購読契約解除を希望する管理職が、自身の氏名などを記入した用紙を共産区議団にまとめて提出。今年1月以降、区役所庁舎内の執務スペースへの配達はなくなったという。一方、吉住健一区長は「議員による職員への行為がパワハラに発展し得るリスクがある」として、区議会に要請した。区議会は今年14日に各会派の幹事長会を開き、区長の要請を受けて議会の対応を協議することとしている。新宿区が昨年8月、管理職を対象にしたパワハラアンケートに関するアンケート(132人中115人が回答)によると、85%が「心理的な圧力を感じた」と回答。また、64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに、50.0%が「購読した」と回答。また、34.7%が「購読を受けたが、やむを得ず購読した」と回答。また、4.1%が「購読を断った」と回答。また、6.1%が「購読を断ったが、重ねて勧誘を受けた」と回答。また、5.1%が「購読した」と回答。また、27.6%が「購読しなかった」と回答。また、8.2%が「その他」と回答。

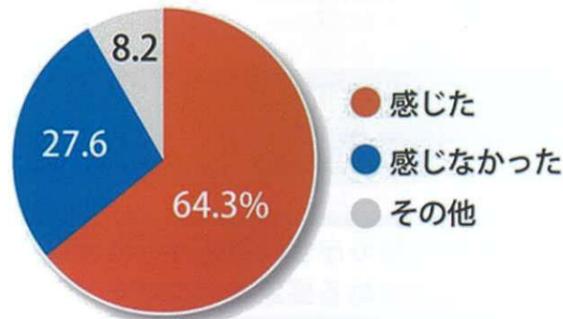
職員への政党機関紙勧誘問題は、産経新聞が報道しているほか、読売新聞、共同通信、東京新聞、中日新聞の日刊紙、Hanada、Will、政経東北の月刊誌等で広く指摘されています。特にX等のSNSでは、問題が報道される度に数百万インプレッションを記録しています。

https://x.com/Sankei_news/status/2010291068206809582

新宿区 新宿区ハラスメントに関する職員アンケート (令和7年) 「課長は当然購読するもの」。暗黙のルールを押し付けられた。

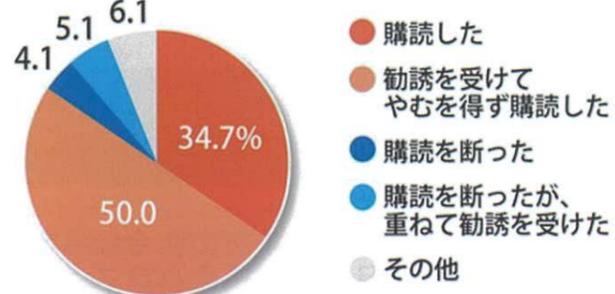
管理職115人が回答。アンケート実施を通して、共産区議による政党機関紙の「押し売り」が横行していることが明らかになった。管理職 85・2%が区議から政党機関紙の購読の勧誘を受けた経験があり、64・3%が「心理的な圧力を感じた」と回答。さらに勧誘を受けて50%が「やむを得ず購読した」と回答した。

勧誘を受けたとき、心理的圧力を感じたか



- ・「課長は当然購読するもの」という暗黙のルールがある、と言われていたように感じた。
- ・管理職は購読するものなのだと思っていた。義務的に感じていた。
- ・勧誘の言動に圧力は感じなかったが、勧誘自体に圧力を感じる。
- ・圧力は感じなかったが、良好な関係を構築するためには購読した方が良かった。

勧誘を受け、その政党機関紙を購読したか



- ・頼んでもいないのに届けられ、請求に来た。
- ・回答をうやむやにした。しばらく政党機関紙が送りつけられたが、集金はなく、その後機関紙が送られなくなった。
- ・先輩管理職から、過去断ることができた人は1名のみと教わり、購読した方が無難だとアドバイスももらった。
- ・その後日刊紙を解約する旨申し出たが、日曜版を勧誘され、やむを得ず購読している。

港区 政党機関紙の庁舎勧誘行為に関する職員アンケート (令和6年) 9割が勧誘を受け、8割が心理的圧力を受け、7割が購読した。

管理職67名が回答。61人(91%)が区議から勧誘を受けており、その際48人(78.7%)が心理的圧力を感じた。自由回答欄には「購読をやめたいと思っているが、言いたせずにやめられない」「購読を断ることや解約することは心理的な負担が大きい」等のコメントが並んだ。

No. 1 本区区議会議員から政党機関紙の購読の勧誘を受けたことがありますか。	■ある 61人 ■ない 6人
No. 2 勧誘を受けたときの職位についてお聞きします。該当するものを1つ選択してください。	■部長級 0人 ■課長級 30人 ■係長級 27人 ■その他 4人
No. 3 勧誘を受けたとき、その政党機関紙を購読しましたか。	■購読した。44人 ■購読したが、現在は購読していない。11人 ■購読を断った。6人
No. 4 勧誘を受けたとき、心理的な圧力を感じましたか。	■感じた。48人 ■感じなかった。13人

政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める請願 (令和6年3月採択)

賛成した会派
自民党議員団、みなと未来会議、公明党議員団、港区維新・無所属、参政党の会

反対した会派
共産党議員団
港区れいわ新選組
みなと政策会議

請願採択を踏まえアンケートを実施した

地方自治体で政党機関紙の実態調査が推進される背景

パワハラ防止法による措置義務 「事実確認を迅速かつ正確に」

パワーハラスメント防止法（労働施策総合推進法）および厚生労働省の指針により、地方公共団体を含むすべての事業主には、団体の規模や職場環境の如何を問わず、職場におけるハラスメントを防止するための措置を講じる義務が課されています。具体的には

- ▶事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ▶被害者に対する適切な配慮措置を行う
- ▶再発防止に向けた措置を講じる

等が求められています。

全国でハラスメント防止条例制定相次ぐ 令和7年12月現在 157自治体が制定

柏市

千葉県柏市で、令和5年6月2日「柏市議会ハラスメント防止条例」が成立した。

条例制定にむけ令和5年4月に全職員に「柏市議会議員からハラスメントを受けたことがあるかどうか」アンケートを実施。その結果、7名の職員から「機関紙の勧誘/購読の強要」の訴えがあった。

条例制定にあたり、古川隆史座長は「ハラスメントは人権侵害。決して許されるものではない」「今起きているハラスメント、未来に起こるハラスメントに対応する必要があった」と報道陣に説明した。

また、令和6年4月15日付で、柏市・太田和美市長は「機関紙勧誘」についての右記の見解を本会に寄せてくれた。

政党機関紙の庁舎内勧誘行為における実態調査を求める要望書について（回答）

庁舎内において物品販売や勧誘等の行為をする場合は、柏市庁舎管理規則第9条により、あらかじめ施設管理者の許可を得る必要があり、政党機関紙の勧誘行為についても同様に許可が必要となります。

しかし、許可を得ずとも勧誘行為を認めてきた経緯があり、それが習慣化しているのが現状です。

（中略）この結果を受けて、政党機関紙の勧誘等に対し、市議会とも連携し、対応を検討してまいります。

柏市長 太田和美

近年のアンケート実施は任意回答・無記名で「匿名性」に配慮

「川崎市による政党機関紙購読調査は憲法違反でないか」と裁判で争われ、「調査は適法」と判断されました。

川崎市の実態調査（2003年）に反発し、一部職員が裁判を起こし、共産党議員団が支援した。しかし、高裁で「調査は適法」と判断され、訴えが棄却された（2009年）。

原告側の担当弁護士は「ずさんな回収方法により、匿名性が侵害される可能性があった」と主張した一方、「高裁の判決で、政党機関紙を購読したかという質問について、直ちに思想及び良心の自由の侵害とはならないとされた」「アンケートの強制性に関する私たちの主張は退けられた」と話している（しんぶん赤旗の記事より）。

川崎市以降に実施された自治体調査においては、任意回答・無記名で電子申請システムを使用するなど、匿名性が担保され、問題なく実施されている。

板橋区

区職員に対するハラスメントに関するアンケート調査（令和6年）購入しないと厳しい追及を受ける。勧誘をやめて頂きたい。

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_001/055/358/r61119_giun_8.pdf

管理職が議員から私費で新聞「」の購入を強いられている。金銭の強要だけでなく、偏った思想の強制・洗脳にも繋がり問題があると考えられる。購入しなかった場合に関係性の悪化や議会内での理不尽な質問が想定されるため、管理職は購入せざるを得ない状況にあると思われる。購入は任意という反論があると想定されるが、事実上強制されているように見える。また、議員が自ら勤務時間中に管理職の自席に集金に来るため、窓口に来た区民から議員と管理職が金銭の授受を行っているように見えるため問題があると考えられる。

の議員団が、課長が機関紙の購入しない場合、明示的な圧力がないにしろ、購入をしている課長に比べて厳しい追及を行うような圧力を感じている。これまで所属した課長のほぼ全てが購入させられており、自由な購買意思ではなく、明らかに議員と課長という立場に基づき購入させられている。

の皆さんは庁舎内での新聞販売及び勧誘をやめていただきたい。購読は任意という建付けのようですが、議員に販売を進められれば、断りたくても断れません。また、他の会派は機関誌を職員に勧誘・販売することはしていません。

は板橋区がアンケート公表時に黒塗り

政党機関紙勧誘に関する職員アンケートの分析

全国

政党機関紙勧誘に「共通の傾向」がみられる。役職者の新規任命時期の3月末から4月上旬に勧誘が集中。

- ① 勧誘を受けるのは、部長、課長や係長など管理職がほとんど。管理職になると、一般質問で答弁する等議員と直接の接点が多くなる。機関紙を断ると、質問が厳しくなり、部署のメンバーに迷惑がかかるのではないかと考える管理職もいる。
- ② 勧誘は管理職が新規で任命される3月末に集中している。議員が人事異動をいち早く把握し、「昇進おめでとうございます」と言って近づき、政党機関紙を勧誘する。
- ③ 集金は毎月対面で行われる。議員自ら集金することが多い。振込みや自動引き落としではない為、断るときは議員に直接伝えないといけない。関係性悪化を恐れ、やめづらい。
- ④ 契約書がなく、契約期間が定められておらず、辞めるきっかけがない。多くの職員が異動になるか、定年になるまで、不本意ながら購読を続けている状況がある。
- ⑤ 配達先は大半が職場。私費の新聞・雑誌は、自宅で購読するのが常識だと思うが、勧誘者の強い意向なのか、自宅配達ほとんどない。

庁舎内の政党機関紙勧誘の調査・是正を求めた 陳情採択及び実態調査を実施した全国計104自治体

北海道	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千歳市 ■ 釧路市 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 九十九里町 ■ 我孫子市 ■ 習志野市 ■ 銚子市 ■ 勝浦市 ■ 流山市 ■ 神崎町 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安城市 ■ 蒲郡市 ■ 豊橋市 ■ あま市 ■ 大治町 ■ 高浜市 ■ 豊明市 ■ 津島市 ■ 幸田町 	
青森県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外ヶ浜町 ■ 大鰐町 	千葉県		愛知県	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 滝沢市 				
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湯沢市 ■ 北秋田市 ■ 潟上市 ■ 八郎潟町 ■ 八峰町 ■ 上小阿仁村 	東京都	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港区 ※請願 ■ 新宿区 ■ 目黒区 ■ 板橋区 ■ 足立区 ■ 調布市 ■ 武蔵村山市 ■ 清瀬市 ■ 稲城市 ■ 立川市 	滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 湖南市 ※決議
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山形市 ■ 寒河江市 			大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大阪狭山市
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 会津若松市 ■ 川俣町 ■ 北塩原村 			兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高砂市 ■ 明石市 ■ 芦屋市 ■ 川西市 ■ 西宮市 ■ 豊岡市
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ■ かすみがうら市 			奈良県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 田原本町
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宇都宮市 ■ 鹿沼市 ■ 壬生町 	神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 神奈川県 ■ 藤沢市 ■ 茅ヶ崎市 ■ 南足柄市 ■ 逗子市 ■ 真鶴町 ■ 寒川町 ■ 川崎市 ■ 鎌倉市 ■ 大磯町 ■ 綾瀬市 ■ 厚木市 ■ 大和市 ■ 伊勢原市 ■ 海老名市 ■ 座間市 ■ 鎌倉市 ■ 愛川町 ■ 松田町 ■ 清川村 	岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総社市 ■ 美作市 ■ 吉備中央町 ■ 和気町 ■ 里庄町
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 桐生市 ■ 渋川市 ■ 沼田市 ■ 甘楽町 			山口県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山陽小野田市
埼玉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加須市 ■ 和光市 ■ 美里町 ■ 上里町 			長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 長崎市 ■ 時津町
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千葉市 ■ 大網白里市 ■ 四街道市 ■ 東金市 ■ 香取市 ■ 山武市 	石川県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金沢市 	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 荒尾市
		長野県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岡谷市 	鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 霧島市 ■ 指宿市 ■ 日置市
		岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中津川市 		

黒＝陳情が採択された自治体
 赤＝陳情採択されて調査を行った自治体
 緑＝議員による一般質問や住民からの要望書などを受けて調査を行った自治体